第２２号報告　佐世保市税条例の一部を改正する条例に係る市長専決処分報告の件

１　専決処分の根拠法令

地方自治法第１７９条第１項の規定による

「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」

２　専決処分の理由

今回、専決処分を行った市税条例の改正は、令和３年度分の課税にかかわるものです。改正の根拠となった地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号。以下において「一部改正法」という。）は令和３年３月２６日に成立、令和３年３月３１日に公布されています。以上のことから、令和３年度分の課税を行うにあたって、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより専決処分したものです。

３　専決処分の日

令和３年３月３１日

４　改正の主旨

土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、従来から適用している課税標準額計算方法の継続を行うとともに、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長を行うものです。

（１）　固定資産税及び都市計画税

（２）　軽自動車税

５　改正の内容

（１）固定資産税及び都市計画税

土地に係る固定資産税等の負担調整措置における課税標準額計算方法の継続について

（対象条項）

佐世保市税条例附則第１１３項　（土地に対して課する令和３年度から令和５年度分までの各年度分の固定資産税の用途変更宅地等の課税標準額の算出方法）

佐世保市税条例附則第１１４項　（土地に対して課する令和３年度から令和５年度分までの各年度分の都市計画税の用途変更宅地等の課税標準額の算出方法）

（内容）

令和３年度から令和５年度までの各年度に係る賦課期日において、当該各年度の前年度に係る賦課期日における用途と異なった用途に供されている宅地等（用途変更宅地等）及び各年度において新たに固定資産税等を課することとなる宅地等又は各年度において地目の変換等がある宅地等のうち用途変更宅地等に類似（比準）する土地（類似用途変更宅地等）については、地方税法附則第１８条の３及び第２５条の３の規定により、市内同用途宅地の平均の税負担を基準に固定資産税等を課することとなります。しかし、本市の状況としては、平均が一定水準に近づいてはいるものの、地域によっては既存の周辺同用途の宅地と税負担の均衡を欠くことになります。

そのため、令和３年度から令和５年度についても令和２年度までと同様に一部改正法附則第１４条第１項の経過措置を適用し、現行の方法を継続するものです。

（根拠法令）

地方税法附則第１８条の３

地方税法附則第２５条の３

地方税法等の一部を改正する法律

（施行期日）

令和３年４月１日

参考資料　固定資産税の課税標準額の計算方法

今回の条例改正は、宅地の用途変更等の際における課税標準額の計算方法について、経過措置を適用するものです。

・条例改正を行わなかった場合(経過措置を適用しない)　⇒　**平均負担水準方式**
・条例改正を行った場合(経過措置を適用する)　⇒　**みなし方式**

といった計算方法となります。
通常、当年度の課税標準額を算出する場合、前年度課税標準額を当年度の評価額(特例があれば適用後)で割った負担水準を元に算出しますが、その前年度課税標準額について

平均負担水準方式は、用途変更後の負担水準の加重平均を用いて算出
みなし方式は、同用途で近傍類似地の負担水準を用いて算出

負担水準が市内で本則(評価額≒課税標準額)値に近ければ、平均負担水準方式が望ましいですが、本市のように地域間格差が一部見られる場合はみなし方式が適当といえます。

(簡易例)

右図のように敷地Bにおいて住宅が建設され、その用途が変わった場合(非住宅用地⇒小規模住宅用地)の税負担を条例改正の有無で計算。
なお、各敷地における評価額、前年課税標準額は以下の表のとおりとします。
(住宅A,B,Cの評価額は全て同一とし、右記地域の小規模住宅用地の負担水準を80%、市内平均負担水準は99%と仮定)

(単位:円)

	敷地A	敷地B	敷地C
評価額	5,000,000	5,000,000	5,000,000
前年課税標準額	666,666	4,000,000	666,666
税額	**9,300**		**9,300**

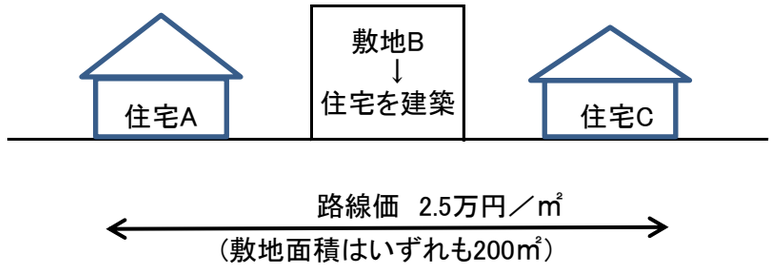

(平均負担水準方式)

5,000,000 (評価額) × 1/6 (住宅用地特例) × 0.99 **(加重平均負担水準)** × 0.014 (税率) ≒ **11,500円** (税額)

(みなし方式)

5,000,000 (評価額) × 1/6 (住宅用地特例) × 0.8 **(地域負担水準)** × 0.014 (税率) ≒ **9,300円** (税額)

※経過措置を適用した場合、近隣同様の税負担になりますが、
適用しなかった場合、近隣より高い税負担となる場合があります。

※実際は負担水準の数値に応じた負担調整が適用されますが、ここでは大意を解説するため、直接、負担水準を掛けています。

（２）軽自動車税

自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割の税率を１％分軽減する特例措置の適用期限の９月延長について

（対象条項）

佐世保市税条例第３５条の５　（環境性能割の税率）

佐世保市税条例附則第９３項及び第９５項　（軽自動車税の環境性能割の非課税）

（内容）

令和元年１０月１日から令和３年３月３１日までの間に取得した一定の自家用乗用車に係る軽自動車税環境性能割の税率を１％軽減する特例措置について、その適用期限を９月延長し、令和３年１２月３１日までに取得したものを対象とするものです。

（根拠法令）

地方税法第４５１条、４４６条

地方税法附則第２９条の８の２

地方税法等の一部を改正する法律

（施行期日）

令和３年４月１日

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

現行制度

対　象　令和元年10月１日から令和２年９月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容　自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※　環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※　免税点は50万円（中古車については、全体の約９割が非課税）。

この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補塡。

制度改正後

○　自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を１%分軽減する特例措置について、その適用期限を６月延長し、令和３年３月31日までに取得したものを対象とする。

○　この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、全額国費で補填する。